

(別紙)

児童指導員任用資格の要件について

児童指導員の資格については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第43条に該当する者としている。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第43条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

号	要 件	必要書類
1	都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者	①卒業証明書の写し等
2	社会福祉士の資格を有する者	①資格者証の写し
3	精神保健福祉士の資格を有する者	①資格者証の写し
4	学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。次号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	①卒業証明書の写し等 （学科の履修が確認できるもの）
5	学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者	①大学院への入学が認められた証明書類 （学科履修が確認できるもの）
6	学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	①卒業証明書の写し等 （研究科等の履修が確認できるもの）
7	外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	①卒業証明書の写し等 （学科の履修が確認できるもの）
8	学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの	①卒業証明書の写し等 ②実務経験証明書 （2年以上かつ従事日数360日以上）
9	教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であって、都道府県知事が適当と認めたもの	①教員免許の写し
10	三年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府県知事が適当と認めたもの	①卒業証明書の写し等 ②実務経験証明書 （3年以上かつ従事日数540日以上）

第 1 種社会福祉事業	乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設を経営する事業
第 2 種社会福祉事業	障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立支援援助施設、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業又は小規模住居型児童養育事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業